

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

(1号)

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年3月15日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和2年12月18日（金）		
				会議時間	11時00分～12時15分		
出席委員	委 員 長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副 委 員 長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外委員	寺尾 真吾					
	委員外委員	西尾 祐佐					
	委員外委員	松浦 伸					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人		産業建設課長	渡辺 昌彦		
	観光商工課長補佐	金子 雅紀		産業振興係長	田辺 秀樹		
	観 光 係 長	佐竹孝一郎		地域企画課長	篠田 幹彦		
	商工・雇用対策係長	坂本 和代		まちづくり課長	桑原 晶彦		
	農林水産課長	小谷 哲司		まちづくり課計画係	加用 大輔		
	農林水産課長補佐	吉田 貴浩					
	農林水産課長補佐	田中 雄一					
	農地管理係長	柴 秀樹					
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	上岡真良那					
記 録							
令和2年12月18日に産業建設常任委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第6号議案「四万十市新型コロナウイルス感染症対策利子及び信用保証料補給基金条例」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の運用について」及び「令和2年度第二次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱いについて」において内閣府から通知があり、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、交付金の対象として取り扱われることとなった。このため、新たに四万十市新型コロナウイルス感染症対策利子及び信用保証料補給基金条例を制定するものである。

根拠法令は地方自治法第241条第1項及び第8項。要件は「①基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること」「②対象事業は、利子補給事業又は信用保証料補助事業であること」「③令和2年度末までに事業着手(利子補給契約の締結等)すること」「④原則として、対象事業の財源とする基金については令和7年度末までとすること」「⑤果実を含めて交付金が原資となっている部分について厳格な区分経理を行うこと」となっており、財政調整基金や減債基金への積立ては認められないものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第14号議案「四万十市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

農業委員会委員の任命は、原則として「その過半数を認定農業者等が占めなければならない」となっているが、公募の結果、過半数に満たない。そのため、農業委員会等に関する法律第8条第5項の但し書き及び同法施行規則第2条第1号に基づき、「委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする」とについて、議会の同意を求めたものである。

具体的には、候補者の公募・選考の結果、定数19名に対し認定農業者等が8名で、過半数を占めることができなかつたため、認定農業者等に準ずる者5名を含めることで、農業委員会委員の定数の過半数を占めることができるようにするもの。なお「認定農業者等に準ずる者」とは、以前、認定農業者であった者や、認定農業者の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族等である。

【質疑：小出委員】

定数に対して、地区別の割振り等の取り決めはあるか。

【答弁：小谷農林水産課長】

今の農業委員会の法律では、公募・推薦段階での地区割は存在しない。なお、本市は定数19名だが、今回は分散される結果となっている。また、もし偏った場合でも、委員になった後に受持地区が決まる制度となっている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

●次に、第42号議案「公の施設の指定管理者の指定について（生活改善センター等）」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

18 施設について、指定管理期間の満了に伴い、来年度以降の指定管理者の選定について議会に提案するものである。なお、これらの施設は、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 3 の（1）ア「一定の地域住民のためのコミュニティ施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合」に該当するため、非公募により選定を行う。指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 43 号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立富山地区集会所）」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

富山地区集会所は、地域住民の福祉向上と、農林業の振興施策・実習・会議等により生活意欲の高揚、地域開発、教養・育成を図るための施設として設置されたもので、平成 18 年 4 月から、地元地区で組織する富山地区集会所管理運営委員会が指定管理者として運営している。地域住民の利活用が前提の施設で、大規模修繕が必要な場合を除き、通常の維持管理費用は地元負担で賄っている。

地域活性化の拠点施設として機能していることや、今後も地域に密着した運営を行うためには、地域住民が参加する組織により運営することが望ましいと考えている。そのため、四万十市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条を適用し、公募によらず、引き続き当委員会を指定管理者に選定する。指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間である。

— 小 休 —

— 正 会 —

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 44 号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園めぐりっこ）」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

四万十農園めぐりっこは、農業後継者の育成や、営農技術の研究等による農業者の交流促進事業等を目的に設置された施設である。特に農業後継者の育成は最も重要な事業で、事業実施には地域の農業技術について知識・経験の蓄積が必要である。

例えば、農業研修の実施では農業指導できる栽培技術が必要だが、全国一律に確立されたものではなく、当地域の知識と農業経験の積み重ねにより、地域の気候・土壌等に対応できることが重要である。また、就農支援面では地域農業者とのネットワークの構築が不可欠である。そのため、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 3 の（1）イ「提供するサービス・事業に専門性や特殊性があり、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当すると考えられるため、非公募により選定を行う。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 45 号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合営農指導拠点施設）」の審査を行った。

【説明：渡辺産業建設課長】

四万十市総合営農指導拠点施設は、西土佐江川崎地区の里山開発により造成された敷地に市が整備したもので、敷地内には西土佐農業公社が国・県等の補助金を活用して整備した倉庫、育苗ハウス、作業棟なども併設されている。また、これらの施設はお互いに作業工程の一連をなしているため、一体的に管理運営することが合理的かつ効率的である。このため、西土佐農業公社が施設全体を一体的に管理しており、また、西土佐地域では、これらの施設を一体的に管理運営できる団体が他にない。これらのことから、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針の3の(1)キ「公の施設を民間施設の中に又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的なとき」に該当するため、非公募により当該団体を指定管理者として選定する。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第46号議案「公の施設の指定管理者の指定について(四万十市営農飲雑用水施設)」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

営農飲雑用水施設は、病虫害防除、家畜の飼育、農産物や農業用機械の洗浄等のための営農用水を主体に、併せて、衛生的かつ近代的な農村生活を実現するための生活用水も供給するために整備した施設である。また、市の収入となる使用料を無料、通常の維持管理費は地元負担として各組合が管理してきた。このため、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の(1)カ「特定の団体が設置した施設等、施設の設置目的や経過等を考慮し、特定の団体による管理運営が適当と認められるとき」に該当すると考えられるため、非公募により選定を行う。指定期間は令和3年4月1日から5年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第47号議案「公の施設の指定管理者の指定について(四万十市奥屋内下集会所)」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

奥屋内下集会所は、地域住民間及び農山村と都市との交流を図り、生活の改善、農林業の振興及び地域振興につなげるための施設として、地域住民の利活用を前提に整備した施設である。このため、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の(1)ア「一定の地域住民のためのコミュニティ施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合」に該当するため、非公募により選定を行う。指定期間は令和3年4月1日から5年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第48号議案「公の施設の指定管理者の指定について(宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家)」の審査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

「①市産材の促進及び地域の活性化という、四万十ヒノキの家の建築に係る広域的な目的に合致する団体であること」「②地場産材の活用に関する理解が深まることで、大川筋地

区での森林整備促進が期待できること」「③当該施設に近い『かわらっこ』を指定管理する予定とされているため、宿泊体験者の事故等に迅速に対応できること」「④地域の天候・事情等にも精通し、色々な対応が可能と考えられること」から、指定管理者には株式会社かわらっこが最適であると思われる。公の施設の指定管理者制度に関する運用指針では3の(1)ア「一定の地域住民のためのコミュニティ施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合」に該当する。指定期間は令和3年4月1日から5年間である。

【質疑：小出委員】

四万十ヒノキの家の年間利用件数は。また、モデルハウスとして市産材利用の広報をしていると思うが、地元市産材への貢献にどのような形で繋がっているか。

【答弁：小谷農林水産課長】

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊者数等が落ち込んでいるが、一昨年は宿泊者53組、見学者253人だった。

また、地域の林業振興への貢献については、数字で表せない部分もあるが、一定の数の宿泊・見学者にヒノキの家を体験いただいていることや、新築の際に市産材の補助事業の活用も見られることから、徐々にではあるが、四万十ヒノキの認知度の向上と、その良さの理解に繋がっていると思われる。

【質疑：宮本委員長】

宿泊や見学者等、興味を持っている人が一定数いるようだが、そのような人達は四万十ヒノキが育った山や手入れ等についても関心があるのではないか。製品だけでなく、材になるまでの経過についても興味を繋げていく事が、林業振興に結びつくと思う。また、建築費用についてだが、普通の人にはモデルハウスのような家・価格は手が出せないと思う。品質や原価等を説明し、「実際はこの程度で建築できる」ということを示すことがヒノキの家の普及に繋がると思う。今後、そういうことも考えてみてはどうか。

【答弁：小谷農林水産課長】

指定管理者に対して、今後、宿泊や見学者の対応時には、材の育つ山の状況や建築に係る費用面についても説明しながらPRしてもらおうように依頼したい。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第49号議案「公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

幡多公設地方卸売市場管理組合は、卸売業者・買受人・付属営業人で組織する団体である。それぞれの代表者で組織されているため、組合員等々の意見も吸い上げ、これまでも円滑に運営いただいている。このことから、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の(1)イ「提供するサービス・事業に専門性や特殊性があり、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当するため、非公募により選定を行う。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までである。

なお、今年度は新型コロナウイルスの関係で当組合も経営的に厳しい状況が続いている。来年度からは昨年同様、指定管理料は0円であるが、市への納付金100万円をお願いする予定としている。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 50 号議案「公の施設の指定管理者の指定について(四万十市立具同地区集会所)」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

四万十市立具同地区集会所管理運営協議会は、具同中組及び西組の自治会代表者等 10 名で組織する団体である。また当集会所は、地域住民の福祉向上と、商工業の振興施策・実習・会議等により生活意欲の高揚、地域開発、教養・育成を図るための施設として設置されたもので、通常の維持管理費用のほとんどは地元負担で賄っている。このことから、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 3 の (1) ア「一定の地域住民のためのコミュニティ施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合」に該当するため、非公募により選定を行う。指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 51 号議案「公の施設の指定管理者の指定について(四万十川学遊館及びトンボ自然公園)」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

これまでの経過であるが、昭和 58 年に現位置にトンボ保護区建設に向けた取り組みが始まり、昭和 60 年にトンボと自然を考える会が結成された。その後、トンボ自然公園の整備に着手し、平成元年に四万十トンボ自然館を建設。平成 14 年にさかな館を増設し、四万十川学遊館としてリニューアルオープンしたものである。当初は観光や地元客等の多くの入館者数があったが、年々減少傾向にあるため、観光商工課としても入客に力を入れている施設である。

指定管理を行わせる団体は公益社団法人トンボと自然を考える会で、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 3 の (1) イ「提供するサービス・事業に専門性や特殊性があり、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当するため、非公募により選定するものである。指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。なお、指定管理料は今年度が 1,971 万 9 千円、来年度も同額をお願いする予定である。

【質疑：廣瀬委員】

30 年前、「何もしないのが自然だ」という意見が多い中、「それではトンボが住めなくなる」「手を加えて自然の状態を維持するんだ」という取り組みが行われた。四万十市にとって貴重な、財産のような場所だと思っている。

トンボに特化した団体が管理することに異議は無いが、ただ見に行くのと、ガイドしてもらうのでは大きな違いがある。専門性の高い管理者をお願いするのであれば、「勝手に来て見てください」ではなく、毎日ではなくても、定期的にガイドするなどしてもらえないか。「貴重な場所」「見たい場所」としてもらえれば、市にメリットが生まれる。そうなれば市として費用負担しても構わないと考えている。貴重な施設であっても、見せ方や案内の仕方によって人の来方は変わって来ると思うので、一歩前進した取組をできないか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

おっしゃるとおりだと思っている。団体客等については館内や公園案内を行っているが、現在スタッフ 4 人で運営しており、なかなか手が回っていない状況である。2 ヶ月に 1 回の理事会に参加して状況を説明し、施設の取り組みについても説明を受けている。フォトコンテストや宝探し等、経費の掛からない色々なイベントはやっているが、他施設との差別化を図れるような見せ方や取り組みが必要だと思っている。人員スタッフとの兼合いに

なるかと思うが、前向きに検討していきたい。

【意見：廣瀬委員】

人員不足だろうとは思いますが、週に1回が無理なら月に1回でもよい。動きが見えないのは批判の対象になるので、早急に取り組んで欲しい。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

理事会等で提案していきたい。

【質疑：小出委員】

施設管理の観点には、「採算性」と「より高い専門性」の両方があると思う。SDGsなど、国が色々取組む中に生物多様性も含まれている。日本固有種や絶滅危惧種など、本市のトンボ自然公園や、トンボを通じた独特の技術が世界的に見てどのレベルにあるのか、発信できる可能性はあるのか。専門的な事を突き詰めていく中で、少しでも誘客を図れる方法について、両極の観点から取り組めないか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

観光誘客面では、観光協会の小松会長にも理事になっていただき、現在、雨の日の過ごし方について検討している。全国的に同類の施設を見ると、経費を投入してリニューアルを繰り返しながら誘客を図っている施設がほとんどで、観光商工課が所管しているが、学術的施設という位置付けになっているようにも感じている。

また現在、新しい取り組みとして、トンボ自然公園と幡多広域観光協議会で教育プログラムを作成中で、それにより教育旅行の誘致が有利になると期待している。そういった側面も考えて取り組みを進めたい。

【質疑：宮本委員長】

すでに改善されているかもしれないが、おさかな館の展示は、四万十川に生息する魚に特化すべきだと思う。四万十川学遊館の方向性は、現在どのような状況になっているか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

四万十川以外の魚も展示しており、トンボと自然を考える会に伺ったところ、比較展示のためということであった。指定管理料1,900万円の大部分を電気料が占めているため、展示内容により電気料削減の側面もあると思う。検討させていただきたい。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第52号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

指定管理を行わせる団体は株式会社かわらっこである。

当施設は地域づくりの拠点施設、体験型修学旅行の受入れ、四万十川観光の交流拠点施設として計画され、平成12年に開設。当初は管理運営を大川筋地域振興組合に委託していたが、組合解散後は同組合員で構成される株式会社かわらっこに引き継がれており、これまでの経験や蓄積されたノウハウを活かした管理運営、大川筋地域の振興を大川筋の皆さんと連携して取り組めることから、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の(1)エ「特定の団体等に公の施設を管理運営させることにより、地域の人材活用その他地域との連携が期待できる場合」に該当するため、非公募により選定を行う。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。指定管理料は今年度が約318万円で、来年度も同額を見込んでいます。

【質疑：廣瀬委員】

大川筋地域振興組合の頃は「何のために作られたか」ということが明確だった。名前が変わっただけだと思うが、現在は「黒字にできるか」「赤字のままなのか」等の組織になっ

ていないか。「地域のためにある」という意識が薄れてきたように感じる。市も地域も原点に戻り、「地域振興を図っていこう」という意識を持つ必要があると思う。課としても働きかけを強めて欲しい。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

ご指摘のとおりだと思う。また、経理的な部分を見ると、川を相手にする商売のため、増水対応できず借入金がある状況もある。

所管課としても地域との連携について考えており、企画広報課で集落活動センター事業に取り組んでいるため、その話し合いにも参加しているところである。より一層地域に溶け込み、連携した活動が必要だと思っているので、今年度はもちろん来年度以降も働きかけていきたい。

【意見：宮本委員長】

施設内の「かわらっこ市」が土日しか営業していないと思う。お弁当だけでも営業できるように努力してもらえれば、通行人等が助かると思う。そのような部分だけでも相談してもらいたい。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第53号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市ふれあいの館「星羅四万十」）」の審査を行った。

【説明：篠田地域企画課長】

四万十市ふれあいの館「星羅四万十」は平成6年開業の施設である。

指定管理者の候補は株式会社しまんと企画で、候補者の選定は公募により選定委員会で実施した。指定期間は令和3年4月1日から令和6年8月31日までの5年間である。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第54号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市都市公園及び市立公園）」の審査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】

管理を行わせる施設は、四万十市都市公園58ヶ所と市立公園9ヶ所である。

指定管理者の候補は公益財団法人四万十市公園管理公社。本年8月に公募したところ、当該1団体から応募及び指定申請があり、審査の結果支障ないと判断したものである。

【意見：廣瀬委員】

とても真面目に作業いただいている様子で、一生懸命すぎるあまり小石を跳ねて物を壊してしまう時がある。夏場は休憩をとるなど、余裕も持ちつつ周囲に気をつけて作業して欲しい。

【答弁：桑原まちづくり課長】

本当に真面目に作業いただいております。ご指摘のような事故もたまにある。建物や車の横で草刈り等をする時は、石が跳ねないようにパネルを敷く等しているが、それでも稀に起こる時がある。その都度、事故報告が上がってくるので、再発防止に向けて指示や協議も行っているところである。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に所管事項に係る報告について執行部から報告を受けた。

●高知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜の確認について報告を受けた。

【説明：小谷農林水産課長】

12月16日に宿毛市の採卵鶏農場で鳥インフルエンザの感染が確認され、17日に農林水産省が当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判断した。国内27例目、11県目の事例で、四国では香川県に続いて2県目である。

経緯としては、12月15日に当該農場管理者から西部家畜保健衛生所に「40羽程鶏が死んだ」という連絡があり、立入検査及び簡易検査を実施したところ陽性を確認。同日、土佐市の中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施した結果、16日未明に疑似患畜であることが判明。17日に高病原性鳥インフルエンザの患畜であると判断されたものである。

なお、12月16日以降、高知県により移動制限区域（発生農場から半径3km以内の区域は家きん等の移動を禁止）と搬出制限区域（半径3kmから10km以内の区域は家きん等の搬出を禁止）が設定され、殺処分や埋却等の防疫措置がとられている。昨日の県の発表では、17日午前5時に約2万7,000羽の殺処分が終了し、今後、鶏の埋却や施設の消毒等を行い、19日に防疫措置を終える方針とのことである。

現時点では四万十市への影響はないが、国内各地の感染拡大や宿毛市での発生状況等を踏まえ、12月18日付で鳥インフルエンザに関する注意喚起等の周知を行う予定でいる。なお、国・県によると「日本ではこれまで家きんの肉や卵を食べることで、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていない」とのことである。

【質疑：山崎委員】

場所はどのあたりになるのか。

【答弁：吉田農林水産課長補佐】

公式発表では高知県宿毛市としか出ていないが、本部会議の資料では宿毛市橋上町ということになっている。

— 小 休 —

— 正 会 —

■次に、その他について協議を行った。

【説明：宮本委員長】

視察について段取りしていたが、視察先のコロナ発生状況もあり中止とした。コロナが終息した際には行きたいが、なかなか目途が立たない。もし終息した場合は、四国内等の近場であれば、2月末頃までなら実施できる可能性もあると思っている。無理に行く必要はないが、もし候補地があれば皆さんで意見を出して欲しい。コロナの状況を見ながら検討していきたいと思う。

— 小 休 —

■事務局より連絡事項

○特になし

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。